

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月19日開催予定の当社第41回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 事業目的の追加・変更（第2条）

新規事業の創出に伴う事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加・変更するものです。また、事業目的の追加・変更に伴う号数等の変更及び一部字句の整理、変更等所要の変更を行います。

##### (2) バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするための変更（第14条）

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

感染症拡大や自然災害など予測不能な社会情勢の変化や社会全体のデジタル化の進展等に対応することは、株主の皆さまの利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会の開催を可能とするための変更を行うものです。

なお、本議案の上程にあたり、当社は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

##### (3) 取締役定員上限の減員（第24条）

取締役の員数の現況に合わせるとともに、事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うため、現行定款第24条に定める取締役の定員上限を20名以内から15名以内に減員するものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：2025年6月19日（木）

定款変更の効力発生日（予定）：2025年6月19日（木）

(別紙)

定款の変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現行定款		変更案	
第1条 (省略)		第1条 (現行どおり)	
(目的)		(目的)	
第2条	当社は次の事業を行うことを目的とする。	第2条	当社は次の事業を行うことを目的とする。
	(1) ~ (2) (省略)		(1) ~ (2) (現行どおり)
	(新設)		<u>(3) インターネット等におけるコンテンツの企画、制作、配信および販売</u>
	(3) (省略)		<u>(4) (現行どおり)</u>
	<u>(4) 衛星放送の受信機器、有料放送用機器類および付帯設備の販売および賃貸</u>		<u>(5) 放送・情報通信機器類および付帯設備の販売および賃貸</u>
	<u>(5) 衛星放送技術の開発、指導および販売</u>		<u>(6) 放送・情報通信技術の開発、指導および販売</u>
	(6) (省略)		<u>(7) (現行どおり)</u>
	<u>(7) 出版物の刊行および販売</u>		<u>(8) 書籍・雑誌その他の印刷物および電子出版物の企画、制作、刊行および販売</u>
	<u>(8) コンピュータ・ソフトウェア、データベースの企画、制作、販売および整備ならびにデータ処理に関する運営管理業務</u>		<u>(9) コンピューター・ソフトウェア、データベースの企画、制作、販売および整備ならびにデータ処理に関する運営管理業務</u>
	<u>(9) 映画、音楽、美術、スポーツその他講演・講習会の企画、制作および興行ならびに企業経営に関する講演・講習会、研修会等の企画、立案および実施</u>		<u>(10) 映画、音楽、美術、芸能、演劇、スポーツ等の各種イベントの企画、制作および興行</u>
	<u>(10) 著作物、商標等の使用権の販売およびそれらを複製使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭電気機械器具、時計、玩具等の販売</u>		<u>(11) 著作物、商標等の知的財産権の使用許諾およびそれらを複製使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭電気機械器具、時計、玩具等の販売</u>
	<u>(11) 電気通信等各種媒体による情報提供サービス業、情報処理サービス業および各種マーケティング業務等の顧客サービス業</u>		<u>(12) インターネット等各種媒体による情報提供サービス業、情報処理サービス業および各種マーケティング業務等の顧客サービス業</u>
(新設)	<u>(13) 衣料品、日用品雑貨、印刷物、事務用品、スポーツ用品、楽器、貴金属製品、装身具、美術品、工芸品、家具、寝具、インテリア用品、ガラス製品、陶磁器製品、時計、光学機器、家庭電気機械器具、情報通信機器、音響機器、映像機器、化粧品、化粧用具、サプリメント、健康器具、美容器具、玩具、酒類、嗜好飲料水、清涼飲料水、食料品、菓子類の輸出入および製造、販売、仲介、レンタルならびにリース</u>		
(新設)	<u>(14) 語学、美容、ヘルスケア等に関する事業</u>		

	(新設)	<u>(15) 企業および個人向けのイベント、研修会、講習会等の企画、立案、制作、運営、実施およびコンサルティング業務</u>
	(新設)	<u>(16) 劇場、コンサートホール、録音録画スタジオ、スポーツ教育施設、医療施設、飲食店、宿泊施設、売店、興行場、遊戯場、娯楽施設、娯楽店舗等の運営および管理</u>
	<u>(12)</u> (省略)	<u>(17)</u> (現行どおり)
	<u>(13)</u> (省略)	<u>(18)</u> (現行どおり)
	<u>(14)</u> 通信販売業	<u>(19)</u> 通信販売業ならびにインターネットを利用したショッピングモールの管理および運営
	(新設)	<u>(20)</u> タレント、アーティスト、クリエイター等の育成、マネジメントおよびプロモート業務
	(新設)	<u>(21)</u> 生涯学習に関する事業
	<u>(15) ~ (17)</u> (省略)	<u>(22) ~ (24)</u> (現行どおり)
	<u>(18)</u> 酒類・清涼飲料水・嗜好飲料水の輸出入ならびに販売およびその仲介	(削除)
	(新設)	<u>(25)</u> 不動産の賃貸および管理
	(新設)	<u>(26)</u> 古物売買および古物競りあっせん業
	(新設)	<u>(27)</u> クラウドファンディング事業
	<u>(19)</u> (省略)	<u>(28)</u> (現行どおり)
第3条～第13条 (省略)		第3条～第13条 (現行どおり)
(招集地)		(招集地)
第14条	当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。	第14条 (現行どおり) <u>②前項の規定にかかわらず、当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
	(新設)	
第15条～第23条 (省略)		第15条～第23条 (現行どおり)
(取締役の定員)		(取締役の定員)
第24条	当会社の取締役は <u>20</u> 名以内とする。	第24条 当会社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。 ② (現行どおり)
	② (省略)	
第25条～第51条 (省略)		第25条～第51条 (現行どおり)

**報道関連・IR関連のお問い合わせ**

経営管理局 広報・IR部 TEL:03-4330-8080

E-mail:corp.support@wowow.co.jp

コーポレートサイト:<https://corporate.wowow.co.jp>

SNS(X):[https://x.com/WOWOW\\_Inc](https://x.com/WOWOW_Inc)